

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由																														
<p>本則 (寄宿料の額) 第5条 学則第42条第4項に定める寄宿料の額については、次のとおりとする。 (表省略)</p> <p>2 東京農工大学学寮規程第12条に定める共益費及び第12条の2に定める退去時清掃費については、次のとおりとする。ただし、櫛寮及び桜寮の寮生で、留学・休学している者のうち当該寮を長期不在にすることの承認を受けた者は、当該期間の開始日の属する月の翌月から、終了日の属する月まで共益費を半額とする。</p> <table border="1" data-bbox="161 831 965 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>共益費</th> <th>退去時清掃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>櫛寮</td> <td>月額 <u>10,000</u>円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>桜寮</td> <td>月額 <u>10,000</u>円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>檜寮</td> <td>月額 2,200円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>檜寮(別に定める者)</td> <td>月額 2,200円</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	共益費	退去時清掃費	櫛寮	月額 <u>10,000</u> 円	30,000円	桜寮	月額 <u>10,000</u> 円	30,000円	檜寮	月額 2,200円	30,000円	檜寮(別に定める者)	月額 2,200円	16,000円	<p>本則 (寄宿料の額) 第5条 学則第42条第4項に定める寄宿料の額については、次のとおりとする。 (表省略)</p> <p>2 東京農工大学学寮規程第12条に定める共益費及び第12条の2に定める退去時清掃費については、次のとおりとする。ただし、櫛寮及び桜寮の寮生で、留学・休学している者のうち当該寮を長期不在にすることの承認を受けた者は、当該期間の開始日の属する月の翌月から、終了日の属する月まで共益費を半額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1032 831 1836 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>共益費</th> <th>退去時清掃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>櫛寮</td> <td>月額 <u>15,000</u>円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>桜寮</td> <td>月額 <u>15,000</u>円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>檜寮</td> <td>月額 2,200円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>檜寮(別に定める者)</td> <td>月額 2,200円</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	共益費	退去時清掃費	櫛寮	月額 <u>15,000</u> 円	30,000円	桜寮	月額 <u>15,000</u> 円	30,000円	檜寮	月額 2,200円	30,000円	檜寮(別に定める者)	月額 2,200円	16,000円	<p>昨今の世界情勢による電気料高騰を受け学寮共益費を値上げする改正</p>
区分	共益費	退去時清掃費																														
櫛寮	月額 <u>10,000</u> 円	30,000円																														
桜寮	月額 <u>10,000</u> 円	30,000円																														
檜寮	月額 2,200円	30,000円																														
檜寮(別に定める者)	月額 2,200円	16,000円																														
区分	共益費	退去時清掃費																														
櫛寮	月額 <u>15,000</u> 円	30,000円																														
桜寮	月額 <u>15,000</u> 円	30,000円																														
檜寮	月額 2,200円	30,000円																														
檜寮(別に定める者)	月額 2,200円	16,000円																														

附 則 (令和5年4月1日規程第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。